

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受けるときの事務費用	無料
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 40% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 20% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 105000 円 【活動 1 日あたり】 52500 円 【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 40% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 20% 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれていません

許可番号：14-ユ-300246

事業所所在地：神奈川県川崎市高津区下作延 3-8-12

名称：HRC 株式会社

HRC 株式会社 苦情処理規程

（目的）

第1条 この規程は、当社が受ける苦情の処理について、その責任体制を明確にするとともに、処理ルールを定め、適切な苦情処理を図ることにより、有料職業紹介事業者としての高い公共性を具現することを目的とする。

（苦情処理の原則）

第2条 苦情処理に当たっては、事実に基づき、誠意をもって迅速かつ適切な処理に当たるものとする。

（苦情処理統括責任者）

第3条 代表者は職業紹介責任者の中から、職業紹介責任者 松垣 潔 を苦情処理統括責任者とするものとし、その者に以下の業務を行わせるものとする。

1. 苦情処理規程の作成、見直し、変更および保管
2. 全従業員に対する苦情処理規程の周知徹底
3. 苦情案件の受付処理状況の統括
4. 苦情処理に関する関係行政機関等からの指導等への対応及びその関係者への周知
5. 苦情処理委員会の招集
6. その他本規程の各条に規定される事項

（苦情処理委員会）

第4条 代表者は必要に応じて職業紹介責任者の中から苦情処理委員を指名し、苦情処理委員会を組織するものとする。

（苦情処理の窓口）

第5条 苦情知りの窓口は、原則としてその案件の紹介を担当した者が当たるものとし、その者が対応できない場合は苦情処理統括責任者が指名するものとする。

（苦情処理票）

第6条 苦情処理担当者は、苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について、苦情処理票に記録し、適宜、苦情処理統括責任者にその内容を報告するものとする。

第7条 苦情処理統括責任者は、関係法令に照らし、違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情については、関係行政機関等と連携して対応するものとする。

（苦情の申出先の周知）

第9条 苦情処理統括責任者は、苦情の申出先として、管轄の都道府県労働局及び公共職業安定所、専門的な相談援助を行うことができる団体の名称・所在地・電話番号等についても、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示するとともに、パンフレット等を活用して周知するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 苦情処理に携わるものは、苦情処理に関して求職者等の個人情報を知ったときは、別途定める個人情報保護規程に則り適正な管理を行わなければならない。

以上

業務の運営に関する規程

事業所名 HRC 株式会社

第1 求 人

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇の又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内における専門的・技術的職業、事務的職業です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2013 年 年 12 月 17 日 代表者 松垣 潔